



令和 7 年 6 月 26 日

不動産・建設経済局参事官
(不動産管理業担当)

マンション管理業者への全国一斉立入検査結果（令和 6 年度）

国土交通省では、令和 6 年度において、全国 107 社のマンション管理業者へ立入検査を実施し、うち 22 社に是正指導を行いました。

引き続き、立入検査等を通じてマンション管理業全般の適正化に向けた指導等を行って、まいります。

マンション管理業者が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）に基づき適正にマンション管理業を営むことは、極めて重要です。

令和 6 年度においては、全国 107 社に対して立入検査を行った結果、22 社に対して是正指導を行いました。全般的な傾向としては、是正指導を行った割合は昨年度より減少しています。（別添 1 参照）

なお、22 社すべてにおいて是正等がなされたことを確認しています。

国土交通省としては、引き続き、立入検査等を通じた指導を行い、悪質な適正化法違反に対しては、適正化法に基づき厳正かつ適正に対処してまいります。

また、関係団体に対しても、研修活動等を通じて、マンション管理業全般の適正化に向けた指導等を図るよう本日付で要請しています。（別添 2 参照）

【問合せ先】

不動産・建設経済局 参事官付 相澤（内線 25-117）

代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8288